

道路事業・街路事業に係る総合評価について

総合評価導入の経緯

- 第5回道路事業評価手法検討委員会における審議の結果、今後の新規採択時の評価は、便益が費用を上回っていることを確認しつつ、費用便益比を含めた事業に伴うさまざまな効果を幅広く反映し得る総合評価方式の導入を検討することとされた。

総合評価導入の趣旨

- 公共事業に関する透明性の向上についての社会的要請を踏まえ、新規事業採択時評価における透明性を高め、道路事業に対する信頼性の向上に資する。
- 現行の費用便益分析では把握できない効果も含めた総合的な評価を行うことにより、新規事業採択時評価における客観性を高める。
- 諸外国における事業採択時の評価の潮流、国土交通省全体の取り組みの方向性等も踏まえ、評価方法の見直しを行う。

道路事業・街路事業に係る総合評価方式を 検討するにあたっての基本的事項

- 1．評価項目の体系は、「公共事業評価の基本的考え方」（平成14年8月：公共事業評価システム研究会）の体系を基本とする
- 2．対象事業は道路の新設・改築事業とする。道路の種別により、期待される整備効果や効果の発現範囲などが異なるため、現行の道路種別区分（高速道路、都市高速道路、一般国道、都道府県道、街路等）を基本として検討する。
- 3．各事業段階（新規事業採択時、事業中、事業完了後）のうち、今回の検討は新規事業採択時評価を基本とするが、事業評価制度の一貫性を保つ観点から、再評価時や事後評価時にも活用できるものとする
- 4．評価項目は道路事業の効果を表す主要な項目を設定する。具体的には現行の客観的評価指標（案）を基本として体系的に整理、検討を行う
- 5．項目ごとの評価方法は、有意な差ができるように定量化方法を検討する（評価項目によっては、定性的評価項目の併用についても検討する）
- 6．道路種別ごとに、各々の特性、事業の規模等に応じた適切な手法を検討する。その際、評価指標の統合化（全項目の点数化・重み付け等）の是非、統合化する場合の方法（点数化の方法、重み付けの方法、重み付けの決定主体等）を検討する
- 7．道路種別や事業主体に応じ、地域性等を考慮する手法の導入の是非、導入する場合の手法を検討する
（全ての道路種別について、高速自動車国道のケーススタディと同様に全国一律の基準で箇所を並べて作業することを前提とするものではない）
- 8．評価に関する作業に要する負担に配慮し、事業規模・評価主体等に応じ、負担が過重にならない手法を検討する
- 9．評価結果について透明性の向上を図るとともに、わかりやすい取りまとめ方について検討する
- 10．最終的な決定は政策判断を踏まえて行うものであることに留意する

総合評価の検討スケジュールイメージ

